

別添1 配乳調整協力支援対策事業

第1 事業実施主体

この事業の事業実施主体は、以下のとおりとする。

- 1 全国農業協同組合連合会
- 2 ホクレン農業協同組合連合会
- 3 前二号に掲げるもののほか、独立行政法人農畜産業振興機構法施行規則（平成10年農林水産省令第103号）第1条において畜産業振興事業を行うものとして定める法人

第2 事業の内容

1 配乳調整協力支援対策

事業実施主体は、長期保存可能なチーズ等を製造することにより、法第4条の規定により、法第2条第4項第1号で定める第1号対象事業を行う対象事業者等の生産者団体（以下「生産者団体」という。）が実施する配乳調整に協力する乳業者に対し協力金を交付するものとする。

2 チーズ等保管流通対策

事業実施主体は、1の取組で製造されたチーズ等を保管するため、乳業者に対して保管に要する経費を補助するものとする。

3 配乳調整支援対策推進事業

事業実施主体は、1及び2の取組の円滑な推進を図るために必要な会議の開催、調査・指導等を実施するものとする。

第3 事業の要件等

1 事業対象者

第2の1の事業の対象となる乳業者は、生産者団体の実施する配乳調整に協力する乳業者のうち、チーズ等の製造のため、加工原料乳（法第2条第2項に規定する加工原料乳のうち、法第7条に基づく生産者補給金等に係る数量の認定を受けたものをいう。以下同じ。）を1日当たり2トン以上受け入れている乳業者及び当該乳業者にチーズ等の製造を委託する乳業者に限る。

2 対象期間

第2の1の事業の対象期間は令和2年4月7日から緊急事態宣言に基づく緊急事態措置が終了する日又は6月15日のいずれか早い日までとする。

3 対象となるチーズ等向け生乳処理量

第2の1の事業の対象となるチーズ等向け生乳処理量は、対象期間における乳業者の加工原料乳（全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳及び全脂無糖れん乳向けを除く。）の合計数量（以下「加工原料乳数量」という。）から、前年同時期の加工

原料乳数量を減じた数量とする。

4 協力金の額の算定

第2の1の協力金の額は、3のチーズ等向け生乳処理量に協力金単価を乗じた額とし、乳業者ごとに算定するものとする。

5 対象となるチーズ等の保管数量

第2の2の事業の対象となるチーズ等の数量は、3のチーズ等向け生乳処理量を対象期間におけるチーズ等の品目毎の製造実績に応じて按分し、品目毎に以下に定める換算係数を乗じて算出した数量とする。

換算係数は、ハード系チーズ 10.81%、バター 4.98%、全粉乳 12.82%とする。

6 保管に要する経費の補助額の算定等

第2の2の保管に要する経費の補助額は、5のチーズ等の保管数量に保管期間の補助単価を乗じた額とし、乳業者ごとに算定するものとする。なお、保管期間は6ヶ月を上限とするものとする。

第4 事業の実施

1 事業実施要領の作成

事業実施主体は、第2の1及び2の事業を実施するに当たり、あらかじめ事業の趣旨、内容、仕組み、消費税及び地方消費税の取り扱い、補助金の交付手続等を定めた実施要領を作成し、理事長の承認を受けるものとする。これを変更する場合も同様とする。

2 事業の委託

事業実施主体は、この事業の一部を理事長が適当と認める者に委託して行うことができるものとする。この場合、委託契約を締結するものとする。

3 留意事項

事業実施主体及び乳業者は、事業の実施に当たっては、本事業の目的が行き場を失う生乳の発生を回避するものであることを踏まえ、生乳処理が滞ることのないようチーズ等の早期出荷に努めるものとする。

第5 機構の補助

機構は、予算の範囲内において、別表に掲げる補助対象経費及び補助率により、事業実施主体が第2に規定する事業を実施するのに要する経費につき補助するものとする。

第6 補助金交付の手続等

1 補助金の交付申請

事業実施主体は、補助金の交付を受けようとする場合は、乳業者から提出された事業実施計画を取りまとめの上、自ら作成する事業実施計画とともに、理事長

が別に定める期日までに、別紙様式第1号の生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）補助金交付申請書（以下「補助金交付申請書」という。）を理事長に提出するものとする。

2 事業の変更承認申請

事業実施主体は、補助金の交付決定のあった後において、次に掲げる変更をしようとする場合は、あらかじめ別紙様式第2号の生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）補助金交付変更承認申請書を理事長に提出するものとする。

- (1) 事業の中止又は廃止
- (2) 事業費の30パーセントを超える増減
- (3) 補助金の交付決定額の増加を伴う事業費の増

3 補助金の概算払

- (1) 理事長は、この事業の円滑な実施を図るために必要と認めた場合は、交付決定額を限度として補助金を概算払することができるものとする。
- (2) 事業実施主体は、補助金の概算払請求をしようとする場合は、別紙様式第3号の生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）補助金概算払請求書を理事長に提出するものとする。

4 事業の実績報告

事業実施主体は、事業を完了した日から起算して1か月を経過した日又は補助金の交付決定通知のあった年度の翌年度の4月20日のいずれか早い期日までに別紙様式第4号の生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）実績報告書（以下「実績報告書」という。）を理事長に提出するものとする。

第7 事業の推進指導

事業実施主体は、農林水産省及び機構の指導の下、都道府県、関係団体等との連携及び乳業者に対するこの事業の趣旨、内容等の周知徹底に努めるとともに、事業の適正かつ円滑な実施を図るものとする。

第8 消費税及び地方消費税の取扱い

1 補助金交付申請書提出時の取扱い

事業実施主体は、理事長に対して補助金交付申請書を提出するに当たり、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを当該補助金の交付申請額から減額して申請しなければならない。

ただし、当該補助金交付申請書の提出時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

2 事業実績等の報告時の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 消費税等相当額が確定した場合の取扱い

事業実施主体は、1のただし書により申請をした場合において、実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、別紙様式第5号の生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書を速やかに理事長に提出するとともに、その金額（2の規定に基づき減額した場合は、その減じた金額を上回る部分の金額）を機構に返還しなければならない。

また、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合又は消費税等相当額がない場合（事業実施主体自ら若しくはそれぞれの乳業者の仕入れに係る消費税等相当額がない場合を含む。）であっても、その状況等について、補助金適正化法第15条の補助金の額の確定通知のあった日の翌年6月30日までに、同様式により理事長に報告しなければならない。

第9 帳簿等の整備保管等

1 帳簿の整備保管

事業実施主体は、この事業に係る経理を適正に行うとともに、その内容を明らかにした帳簿及び関係書類を整備して保管するものとする。ただし、その保存期間は、事業の完了した年度の翌年度から起算して5年間とする。

2 事業実施状況の聴取等

理事長は、この要綱に定めるもののほか、この事業の実施及び実績について必要に応じ、事業実施主体に対し調査し又は報告を求めることができるものとする。

別表

事業の種類	補助対象経費	補助率			
1 配乳調整協力支援対策	チーズ等の製造により、配乳調整に協力する乳業者に対する協力金の交付に要する経費	定額 ただし、対象期間中における加工原料乳のうち脱脂粉乳・バター等（れん乳向けを除く）及びチーズ向けの認定数量に応じて、協力金単価は下表のとおりとする。	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="912 640 1222 943">対象期間中における加工原料乳のうち脱脂粉乳・バター等（れん乳向けを除く）及びチーズ向けの認定数量</td> <td data-bbox="1222 640 1370 943">協力金単価</td> </tr> </table>	対象期間中における加工原料乳のうち脱脂粉乳・バター等（れん乳向けを除く）及びチーズ向けの認定数量	協力金単価
対象期間中における加工原料乳のうち脱脂粉乳・バター等（れん乳向けを除く）及びチーズ向けの認定数量	協力金単価				
33,000 トン以上	40 円/kg				
16,500 トン以上 33,000 トン未満	25 円/kg				
1,600 トン以上 16,500 トン未満	10 円/kg				
1 トン以上 1,600 トン未満	5 円/kg				
1 トン未満	0 円/kg				
2 チーズ等保管流通対策	1 の取組により製造されたチーズ等の保管に要する経費	定額 ただし、対象となるチーズ等の保管数量 1 kg 当たり、ハード系チーズ及びバターについては 3 円/月、全粉乳については 2 円/月以内とする。			
3 配乳調整支援対策推進事業	事業を円滑に実施するために開催する会議の開催、調査・指導等を行うために要する経費	定額			

別紙様式第1号

令和 年度生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）
補助金交付申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年度において生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）を
下記のとおり実施したいので、生乳需給調整緊急支援事業実施要綱別添1の第6の1
の規定に基づき、補助金 円を交付されたく、関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙様式第1号の別添のとおり

3 事業に要する経費及び負担区分

(単位：円)

区分	事業費	負担区分		備考
		機構 補助金	その他	
1 配乳調整協力支援対策				
2 チーズ等保管流通対策				
3 配乳調整支援対策推進事業				
合計				

(注) 事業の一部を委託して実施する場合は、区分ごとに事業費の欄にその委託費の額を括弧書きで記載するとともに、その委託先を備考の欄に記載すること。

4 事業実施期間

- (1) 事業着手年月日 年 月 日
 (2) 事業完了予定年月日 年 月 日

5 添付書類

- (1) 定款
 (2) 最近時点の業務報告書及び業務計画書

別紙様式第1号の別添

令和 年度生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）実施計画

1 配乳調整協力支援対策

(単位：kg、円)

乳業者名	対象期間中 加工原料乳数量 ①	前年同時期 加工原料乳数量 ②	対象数量 ③=①-②	協力金単価 ④	事業費 (機構補助金) ⑤=③×④	備考

(注1) ①及び②の加工用原料乳数量には法第2条第2項に規定する加工原料乳のうち、法第7条に基づく生産者補給金等に係る数量の認定を受けた数量から全脂加糖れん乳、脱脂加糖れん乳及び全脂無糖れん乳向けの数量を減じた数量を記載すること。

(注2) 他の乳業者に委託することによりチーズ等を製造した場合は、備考欄に製造した乳業者名を記載すること。

2 チーズ等保管流通対策

(単位：円)

取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
		機構補助金	その他		
合計					

3 配乳調整支援対策推進事業

(単位：円)

取組内容	事業費	負担区分		積算	備考
		機構補助金	その他		
合計					

別紙様式第2号

令和 年度生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）
補助金交付変更承認申請書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）の実施について、下記
のとおり変更したいので承認されたく、生乳需給調整緊急支援事業実施要綱別添1の
第6の2の規定に基づき申請します。

記

- 1 変更の理由
- 2 事業の内容
- 3 事業に要する経費の配分及び負担区分

（注）2及び3については別紙様式第1号に準じ、変更部分が容易に対照できるよう
二段書きにし、変更前を括弧書きで上段に、変更後をその下段に記載すること。

別紙様式第3号

令和 年度生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）
補助金概算払請求書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団 体 名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあ
った生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）について、下記のと
おり金 円を概算払により交付されたく、生乳需給調整緊急支援事業実施要綱
別添1の第6の3の（2）の規定に基づき申請します。

記

1 概算払請求額

区分	交付決定		事業費遂行状況 (年 月 日現在)			既概 算払 受領 額 ⑤	今回概 算払請 求額 ⑥	年 月 日迄予定 出来高 (⑤+⑥) /②	残額 ②-⑤ -⑥
	事業費 ①	機構補 助金 ②	事業費 ③	機構補 助金	事業費出 来高 ③/①= ④				
	円	円	円	円	%	円	円	%	円
合計									

(注) それぞれの事業項目ごとに記載することとし、請求時点での事業の実施状況が
明らかとなる書類を添付すること。

2 振込先金融機関名等

金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第4号

令和 年度生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）実績報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金交付決定通知のあった生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）について、下記のとおり実施したので、生乳需給調整緊急支援事業実施要綱別添1の第6の4の規定に基づき、関係書類を添えてその実績を報告します。

なお、併せて精算額 円を支払われたく請求します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容

別紙「生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）実績書」のとおり

3 事業に要した経費及び負担区分

(注) 別紙様式第1号の記の3に準じて作成すること。

4 事業に係る精算額

(単位：円)

交付決定額	確定額	概算払受領額	精算払請求額

5 事業実施期間

(1) 事業着手年月日 年 月 日

(2) 事業完了年月日 年 月 日

6 振込先金融機関名等
金融機関名 ○○○銀行 ○○○支店
預金種類 ○○預金
口座番号
口座名義

別紙様式第5号

令和 年度生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）
に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書

番 号
年 月 日

独立行政法人農畜産業振興機構
理事長 殿

住 所
団体名
代表者氏名 印

令和 年 月 日付け 農畜機第 号で補助金の交付決定通知のあった令和
年度生乳需給調整緊急支援事業（配乳調整協力支援対策事業）補助金について、生乳
需給調整緊急支援事業実施要綱別添1の第8の3の規定に基づき、下記のとおり報告
します。

（なお、併せて補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額 円を返還します。
（返還がある場合、記載すること））

- | | | |
|--|---|---|
| 1 補助金適正化法第15条の補助金の額の確定額（令和 年 月 日付け 農畜機
第 号による額の確定通知額） | 金 | 円 |
| 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額 | 金 | 円 |
| 4 補助金返還相当額（3-2） | 金 | 円 |

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分
を添付すること。

- ・消費税確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）

- ・付表2「課税売上割・控除対象仕入税額等の計算表」の写し
- ・3の金額の積算の内訳（人件費に通勤手当を含む場合は、その内訳を確認できる資料も併せて提出すること）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料

5 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかにならない場合、その状況を記載

〔 〕

（注）消費税及び地方消費税の確定申告が完了していない場合にあつては、申告予定時期も記載すること。

6 当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額がない場合、その理由を記載

〔 〕

（注）記載内容の確認のため、以下の資料を添付すること。

なお、事業実施主体が法人格を有しない組合等の場合は、すべての構成員分を添付すること。

- ・免税事業者の場合は、補助事業実施年度の前々年度に係る法人税（個人事業者の場合は所得税）確定申告書の写し（税務署の收受印等のあるもの）及び損益計算書等、売上高を確認できる資料
- ・簡易課税制度の適用を受ける事業者の場合は、補助事業実施年度における消費税確定申告書（簡易課税用）の写し（税務署の收受印等のあるもの）
- ・事業実施主体が消費税法第60条第4項に定める法人等である場合は、同項に規定する特定収入の割合を確認できる資料